

仕 様 書（物件番号 2：飲料用自動販売機）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、別添「自動販売機導入施設一覧」の「設置面積」を基準とし、高さは2 m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

(5) その他個別条件

可能な限り、電子マネー対応または子ども、高齢者及び障がい者等の利用に配慮したユニバーサルデザインの機種とすること（必須条件ではない。）。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 使用料

水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設定する最低使用料（月額／台、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（月額／台、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（月額／台、消費税抜き）に、設置台数を乗じ、消費税及び地方消費税の相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を月額使用料とし、各月において管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入する。

4 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）取り付けるものとし、それにより算出された料金を管理者が定める期日までに管理者が発行する納入通知書により納入する。

5 売上手数料

徴収しない。

6 売上状況の報告

毎年4月末日までに前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

7 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。
なお、設置にあたっては、札幌市水道局の指示に従うものとする。

8 使用場所の返還

使用許可の取り消し等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市水道局の指定する日までに返還しなければならない。

9 自販機設置に伴う事故

札幌市水道局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 札幌市水道局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市水道局はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 その他

庁舎の使用状況の変更等により、一部設置個所の自動販売機について、使用許可期間中に台数の増減または設置場所の移動が生じる可能性がある。

自動販売機導入施設一覧（物件番号2）

No.	建物名称・所在地	設置場所	設置面積	販売品目	売上参考（令和3年度 年間売上額）
1	本局庁舎 （中央区大通東 11 丁目）	2 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	614,490 円
2	同上	4 階	0.70 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	467,860 円
3	川沿庁舎 （南区川沿 2 条 2 丁目）	1 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	331,210 円
4	新琴似庁舎 （北区新琴似 6 条 2 丁目）	1 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	189,210 円
5	八軒庁舎 （西区八軒 6 条西 2 丁目）	1 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	74,140 円
6	同上	2 階	0.70 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	123,270 円
7	豊平庁舎 （豊平区豊平 8 条 10 丁目）	1 階	0.70 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	173,320 円
8	同上	1 階	0.47 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	49,880 円
9	配水センター （豊平区西岡 2 条 2 丁目）	2 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	205,800 円
10	藻岩浄水場 （中央区伏見 4 丁目）	1 階	0.70 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	164,720 円
11	白川浄水場 （南区白川 1814 番地）	1 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	147,070 円
12	水道記念館 （中央区伏見 4 丁目）	地下 1 階	0.80 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	16,500 円
13	西野浄水場 （西区西野 675 番地）	2 階	0.70 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	52,640 円
14	宮町浄水場 （手稲区金山 134 番地）	1 階	0.70 m ²	ペットボトル・ 缶飲料	71,480 円
	合 計		10.27 m ²		2,681,590 円

備考

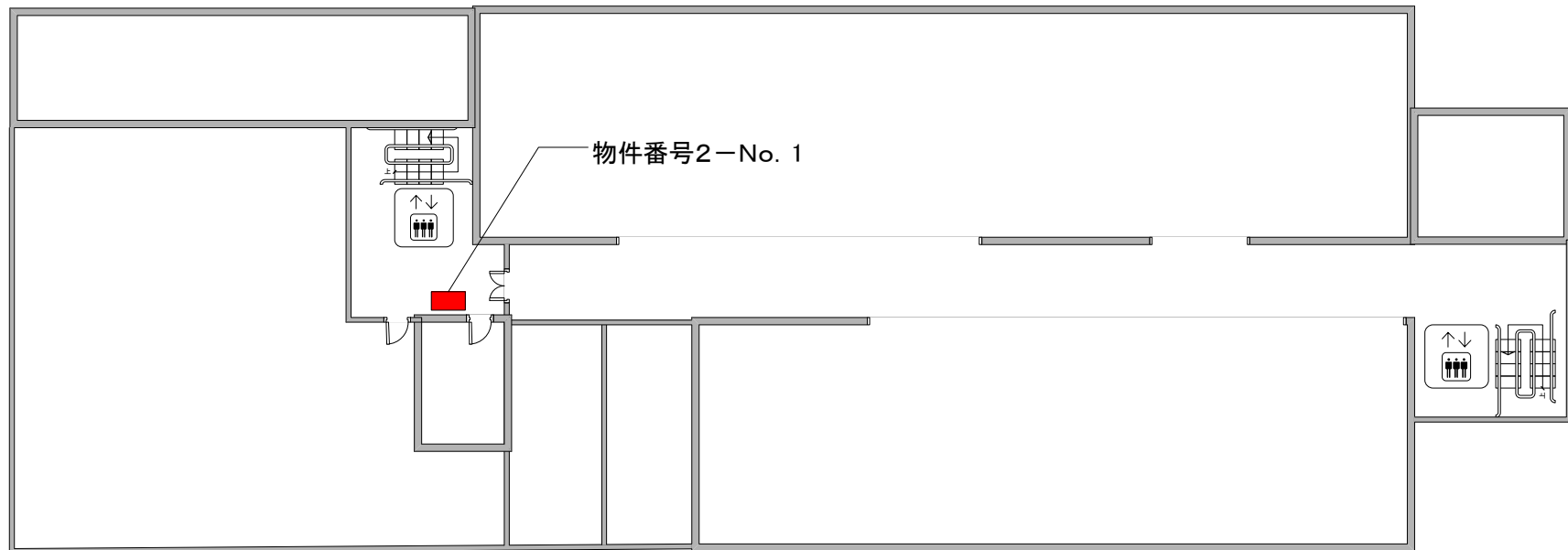
- 1 設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。
- 2 売上参考は参考数値です。今後の売上を保証するものではありません。
- 3 同一庁舎に 2 台の自販機を設置する場合には、それぞれ商品が重複しないよう配慮してください。
- 4 No.12 の令和 3 年度売上額は、設置先の水道記念館が、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に閉館していた期間を含みます（閉館期間：R3.5.3～R3.7.11、R3.8.2～R3.9.30）。

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の年間売上額（令和元年度）

No.12：210,500 円

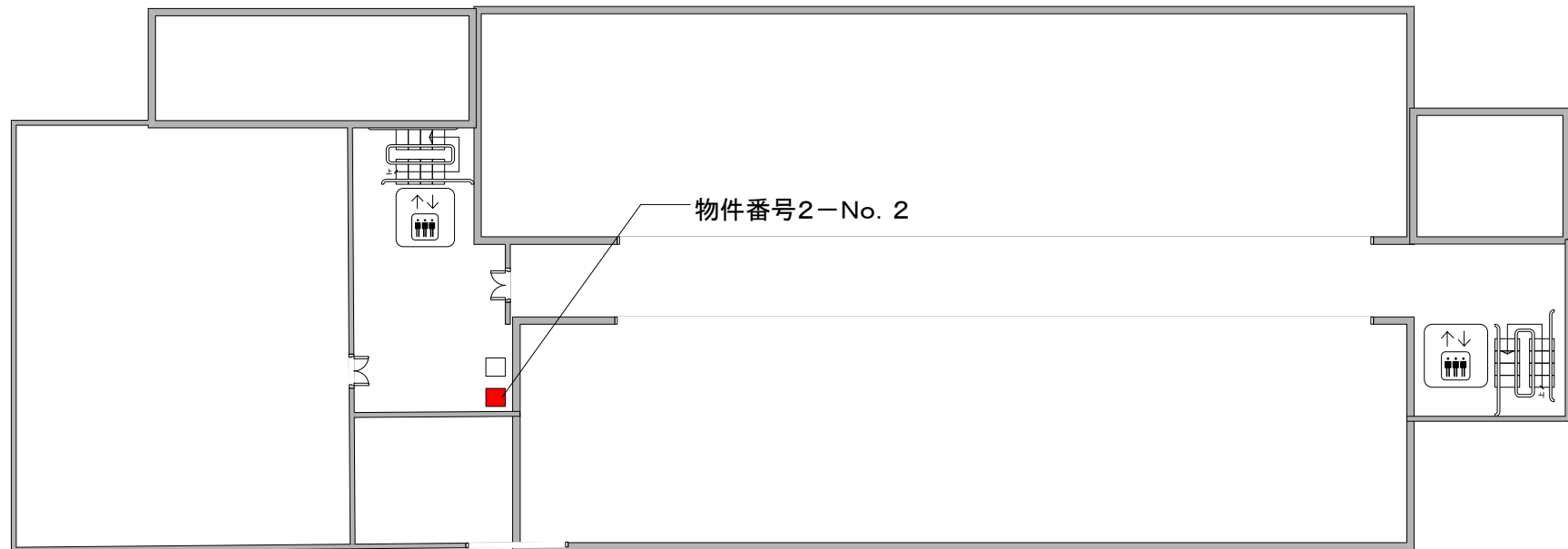
案内図面（物件番号 2 - No. 1）

本局庁舎 2 階



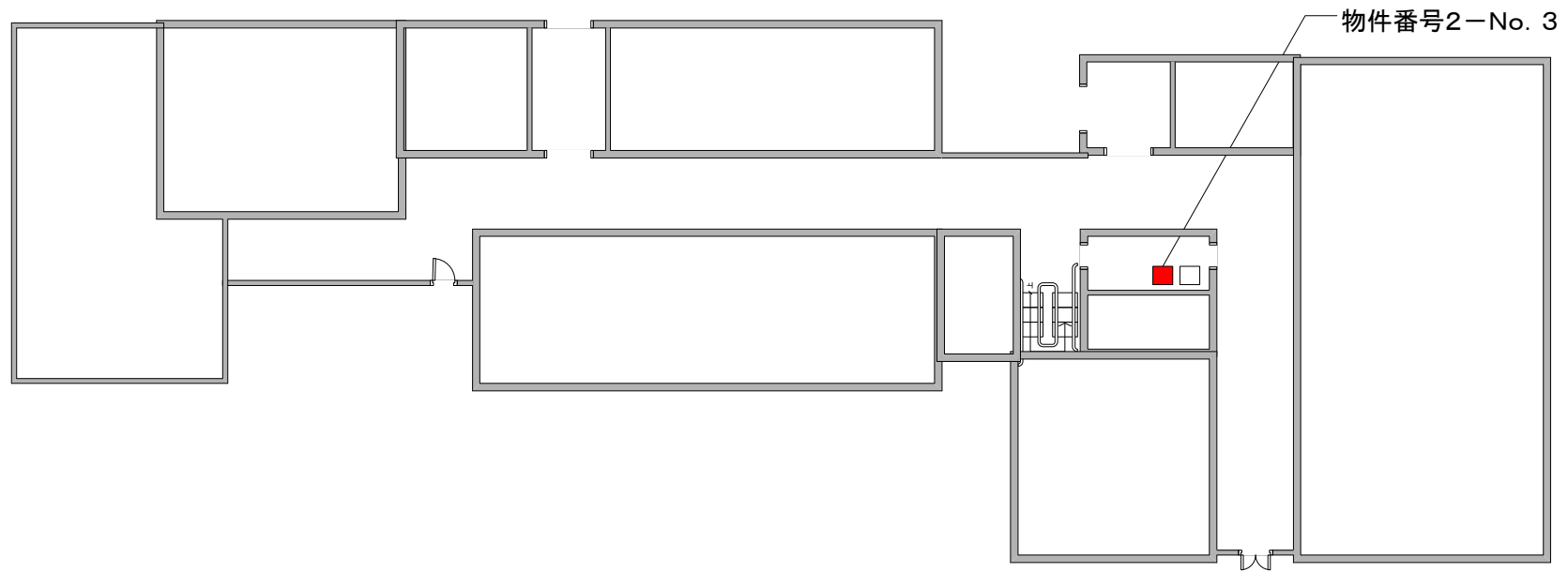
案内図面（物件番号 2 - No. 2）

本局庁舎 4 階



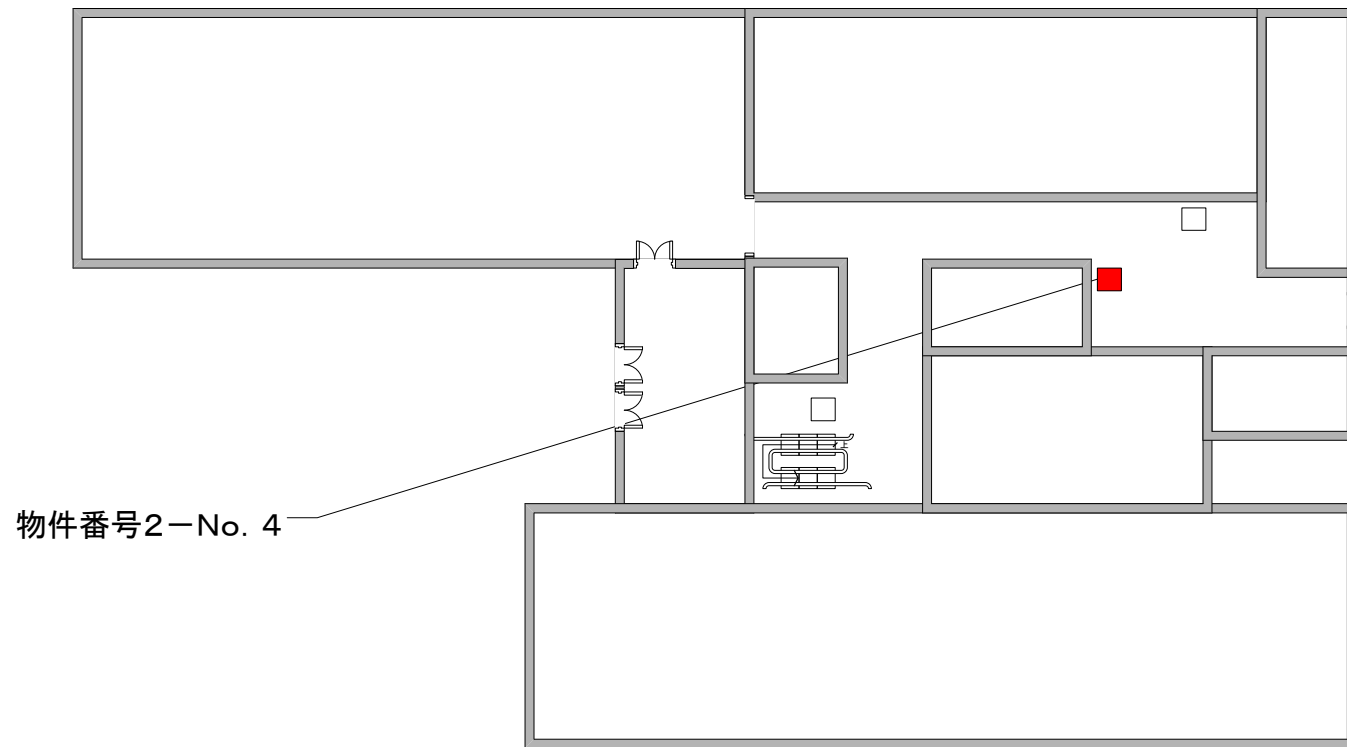
案内図面（物件番号2－No.3）

川沿庁舎1階



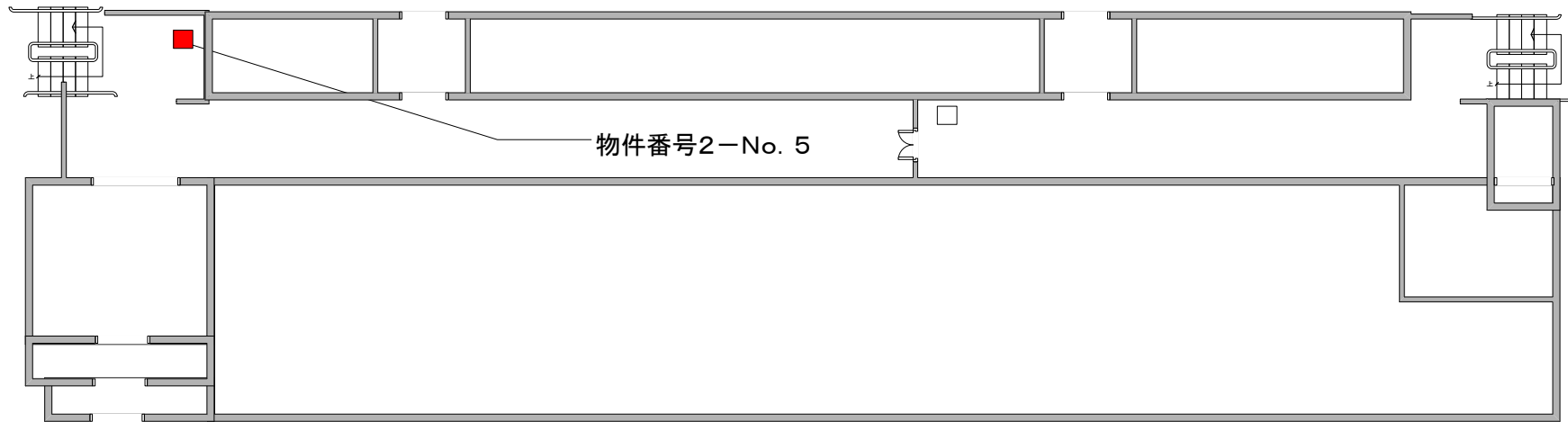
案内図面（物件番号 2 - No. 4）

新琴似庁舎 1 階



案内図面（物件番号2－No.5）

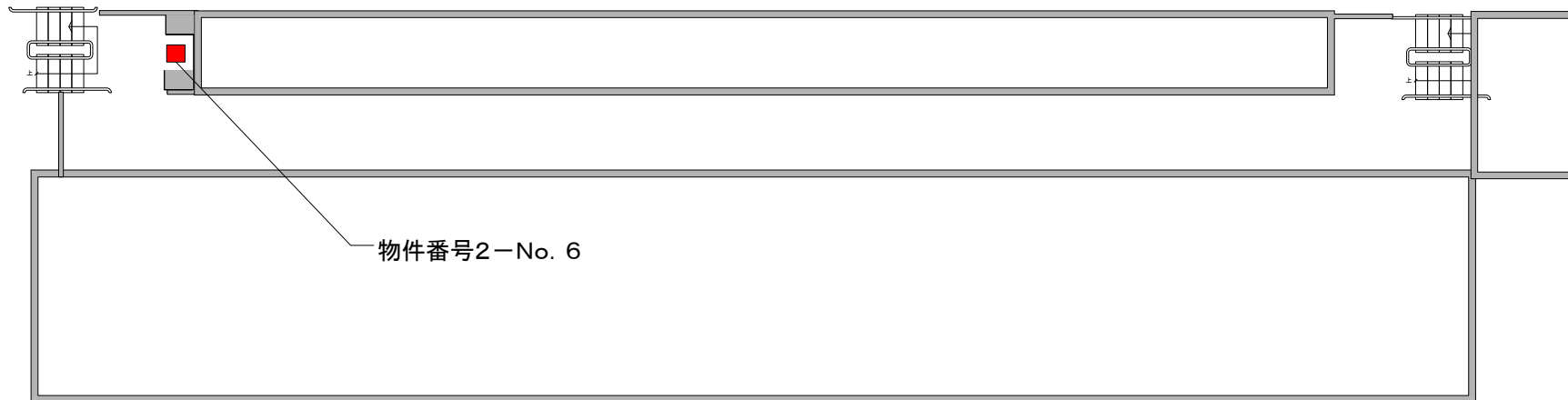
八軒庁舎 1階



別添

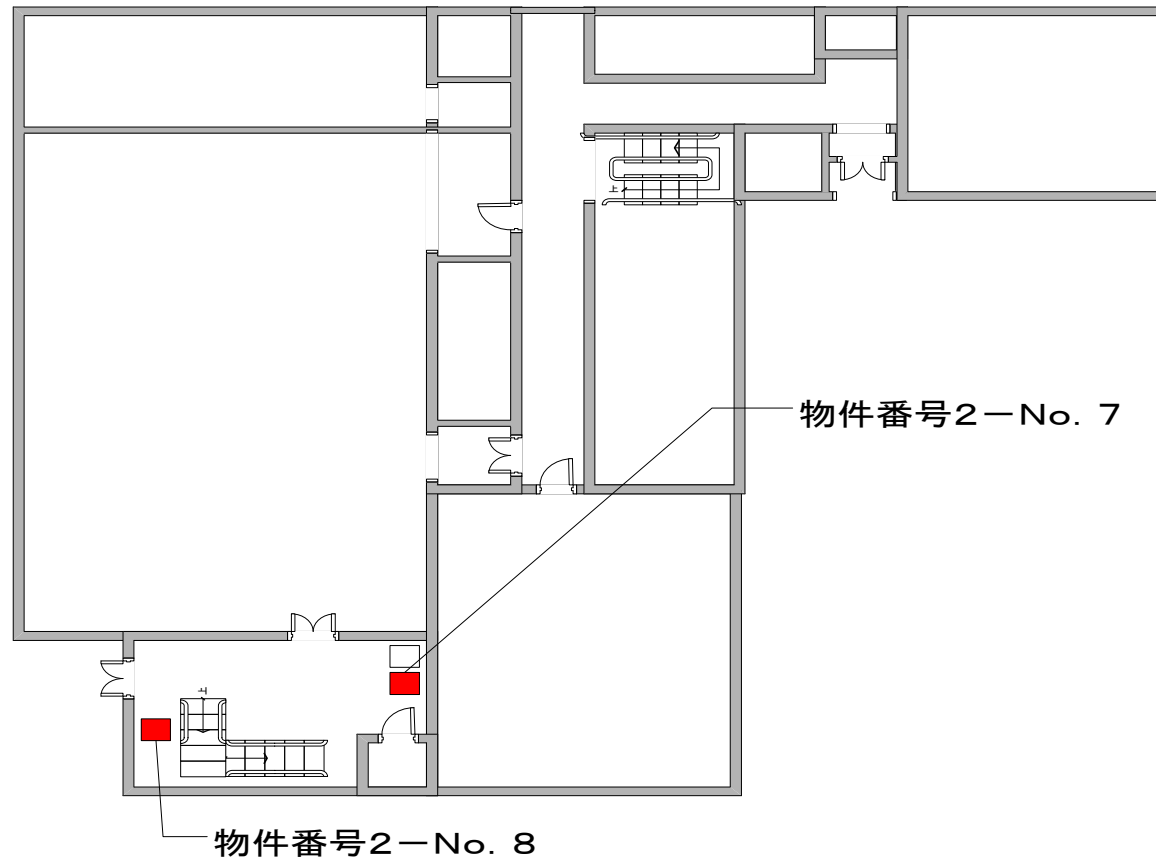
案内図面（物件番号 2 - No. 6）

八軒庁舎 2 階



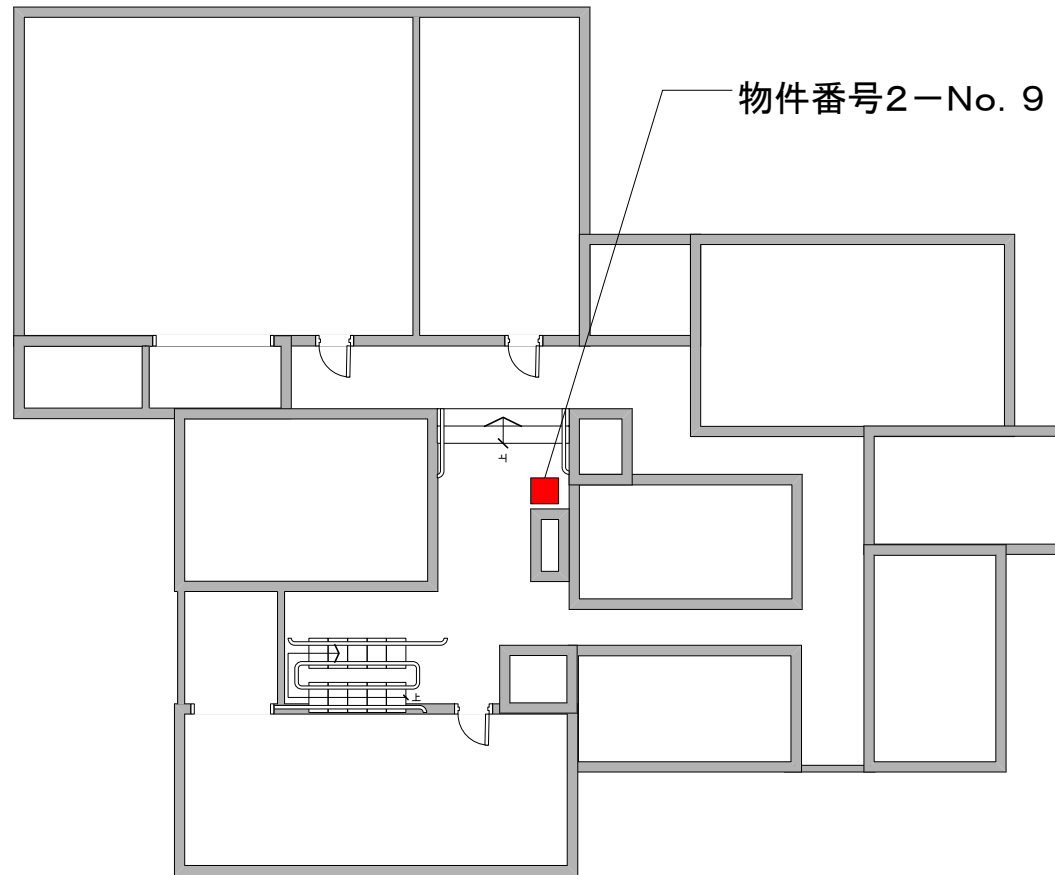
案内図面（物件番号2－No. 7, 8）

豊平庁舎 1階



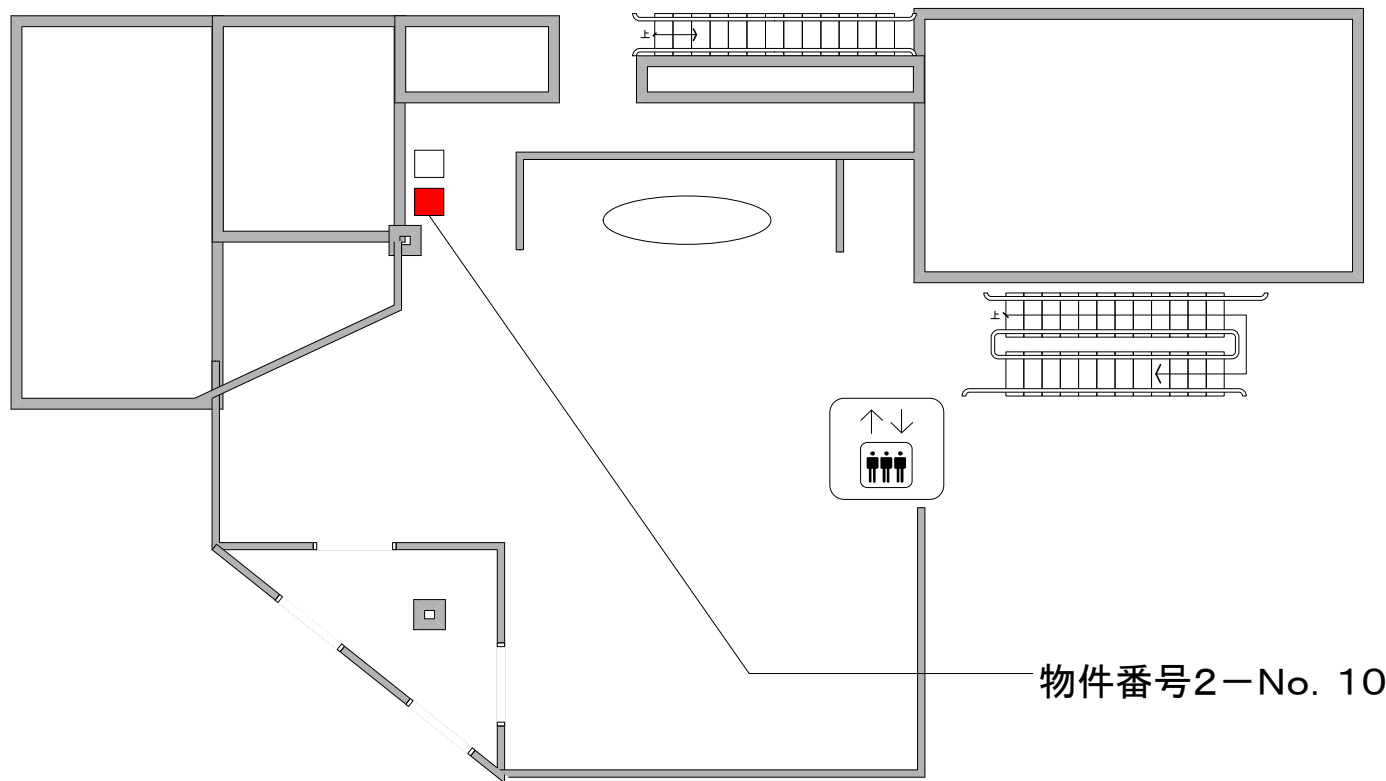
案内図面（物件番号 2 - No. 9）

配水センター 2階



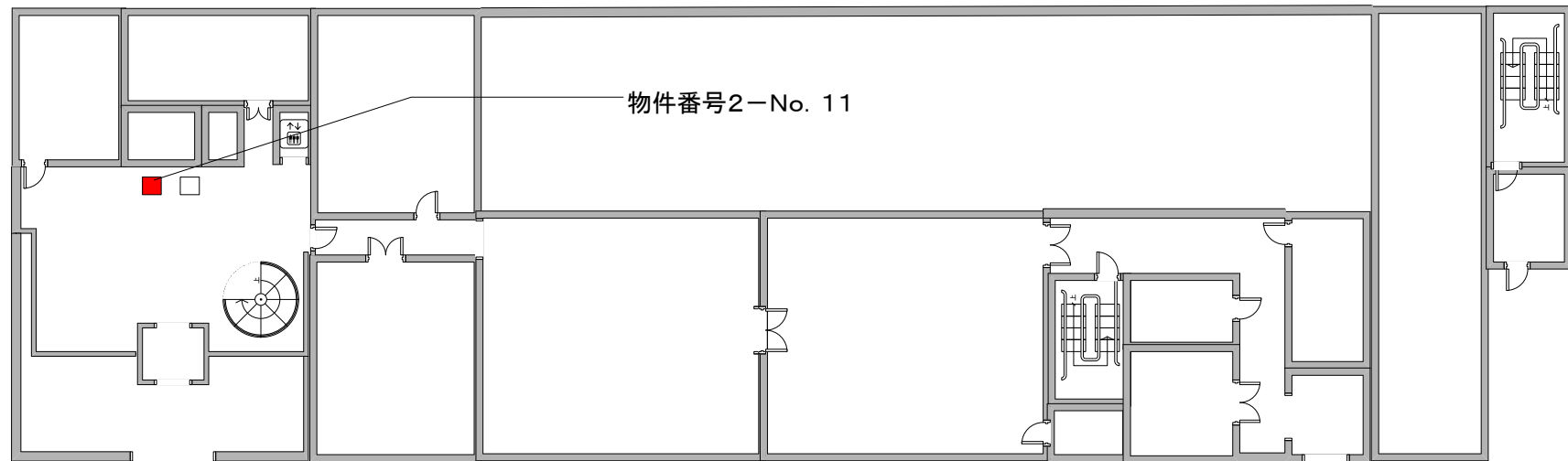
案内図面（物件番号 2 - No. 1 0）

藻岩浄水場 1 階



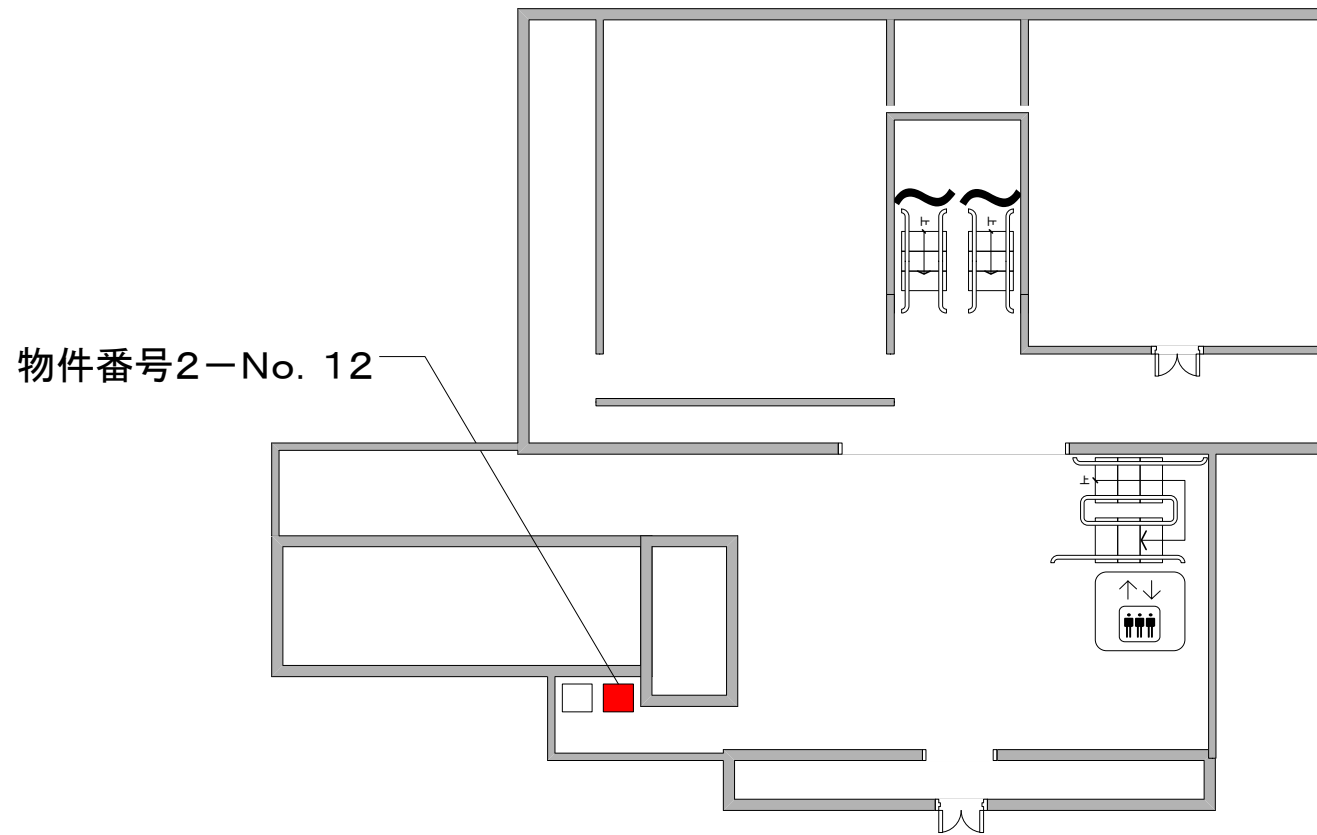
案内図面（物件番号 2 - No. 1 1）

白川浄水場 1 階



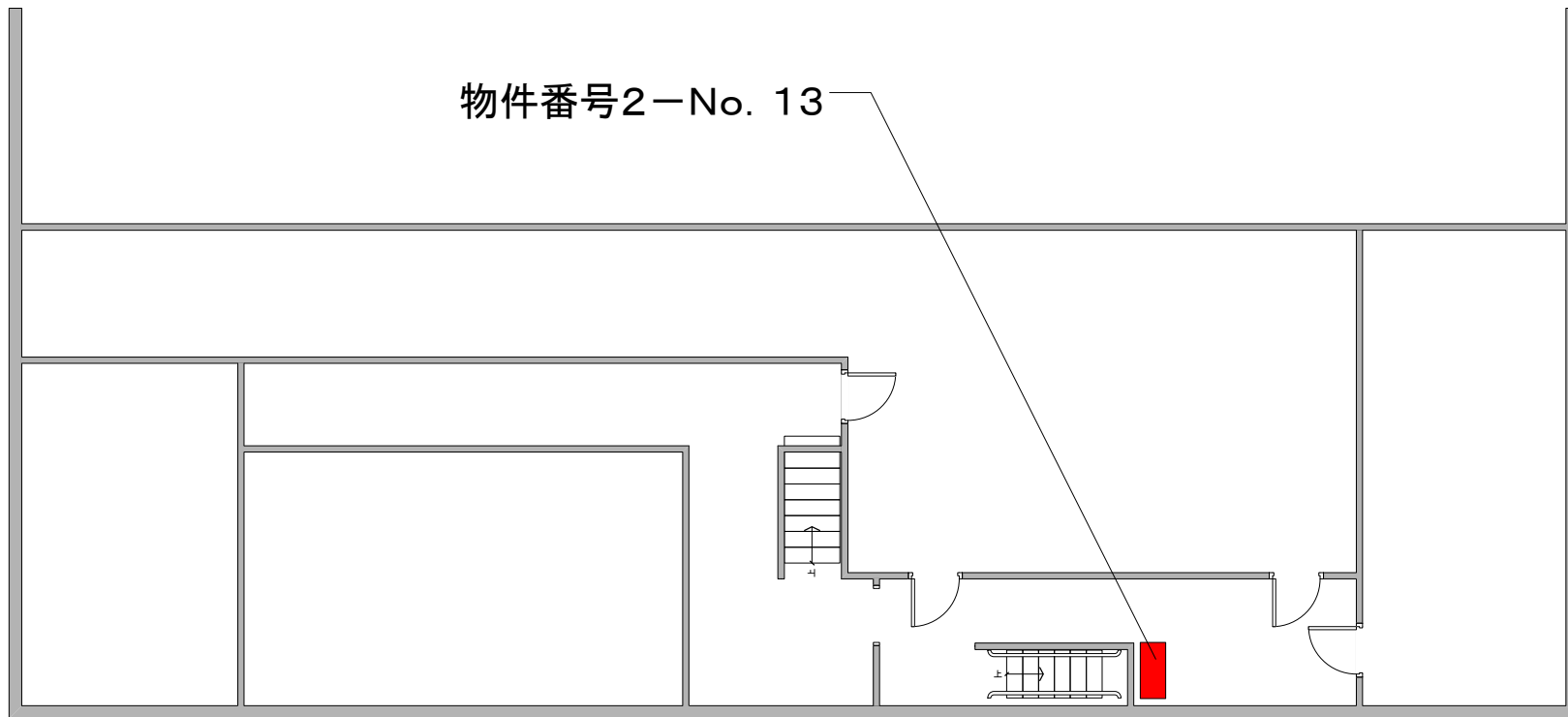
案内図面（物件番号 2 - No. 1 2）

水道記念館地下 1 階



案内図面（物件番号 2 - No. 1 3）

西野浄水場 2 階



案内図面（物件番号 2 - No. 1 4）

宮町浄水場 1 階

